

令和6年度福島県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度福島県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,102,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239,210,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		194,744,124	644,895	195,389,019
	2 国 庫 補 助 金	150,996,521	643,629	151,640,150
	3 委 託 金	1,428,876	1,266	1,430,142
12 繰 入 金		117,231,472	206,590	117,438,062
	2 基 金 繰 入 金	116,187,938	206,590	116,394,528
14 諸 収 入		144,269,503	52,477	144,321,980
	8 雑 入	4,531,857	52,477	4,584,334
15 県 債		147,762,533	198,800	147,961,333
	1 県 債	147,762,533	198,800	147,961,333
歳 入 合 計		1,238,107,758	1,102,762	1,239,210,520

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		92,831,373	13,385	92,844,758
	3 企 画 費	47,757,143	13,385	47,770,528
3 民 生 費		138,697,648	44,187	138,741,835
	2 児 童 福 祉 費	34,726,723	44,187	34,770,910
4 衛 生 費		45,355,623	740,007	46,095,630
	4 医 薬 費	19,172,337	740,007	19,912,344
6 農 林 水 産 業 費		92,255,999	193,421	92,449,420
	1 農 業 費	40,038,933	43,021	40,081,954
	3 農 地 費	27,911,591	150,400	28,061,991
7 商 工 費		159,327,348	40,000	159,367,348
	1 商 工 業 費	155,899,001	10,000	155,909,001
	2 観 光 費	3,428,347	30,000	3,458,347
8 土 木 費		176,696,767	12,761	176,709,528
	6 都 市 計 画 費	9,611,289	12,761	9,624,050

10 教 育 費		228,115,975	59,001	228,174,976
	6 社 会 教 育 費	5,030,405	59,001	5,089,406
歳 出 合 計		1,238,107,758	1,102,762	1,239,210,520

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
食肉衛生検査所庁舎修繕事業	令和 7 年 度	15,444
須賀川農業普及所移転事業	令和 7 年 度	28,710
道路橋りょう整備工事（再生・復興）（原町川俣線・下高平工区）	令和 7 年 度 から 令和 8 年 度 まで	728,800

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
博 物 館 施 設 整 備 事 業	44,200	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共同体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができるものとす る。
計	44,200			

(2) 変更

(単位千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債の方法	利率	償還の方法	補 限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良施設突発事故 復旧事業費	6,500	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	14,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
農業改良普及事業費	172,500				211,500			
国直轄土地改良事業費 負担金	375,700				483,700			
計	113,487,533				113,642,133			